

I 研究の概要

1. 研究の全体構想

2014年（平成26年）1月、我が国においても、障害者の権利に関する条約が批准された。この条約の批准に向けた一連の障害者制度改革の中で、教育についても検討がなされている。障害者の権利に関する条約の批准に先駆けて、中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、初等中等教育分科会報告）が2012年（平成24年）7月にまとめられた。現時点での、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた考え方、取組の方向性が示されている。

インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供されること等が必要とされている。

本研究所では、第三期中期目標期間（平成23年度～平成27年度）を見通し、特定の包括的テーマ（領域）を設定して取り組む中期特定研究として、「インクルーシブ教育に関する研究」に取り組んでいる。平成23～24年度の2つの研究、「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」及び、「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」では、教職員・学校や地域における教育の専門性が、継続的に獲得、発揮されるためには、教育委員会にも支えられた学校等における組織的な取組が必要であり、また、地域における様々な関係機関や人との連携、協働が重要であることが確認された。

本研究ではこのことを踏まえて、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を進める上で、必要とされる教育の専門性や関係者の情報共有、関係機関等との連携、協働等を含む組織運営等を体制づくりの問題として捉え、その在り方について検討した。具体的には、特別な教育的ニーズのある子どもに対する合理的配慮がその基礎となる環境整備のもとで効果的に実施されるために、地域（市町村）における体制づくりに必要な、重視すべき内容について、地域（市町村）の実践事例とともにまとめた。

研究に当たっては、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の実践を行っている市町村等教育委員会を研究協力機関とし、実地調査及び研究協議会等において意見交換を行い、教育現場の課題に応じた内容について検討を行った。

体制づくりに重視すべき内容については、全国のどの地域（市町村）においても等しく取り組むべきもの（ナショナルミニマム）のグランドデザインとして提案し、今後のインクルーシブ教育システムの構築のための学校や教育委員会等の取組に資することを目的としている。

なお、本研究は当研究所における平成 23～27 年度まで 5 年間の中期特定研究の 3～4 年目の研究に当たり、5 年間のまとめとなる「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのガイドライン（試案）」作成のためのベースとなる研究としている。

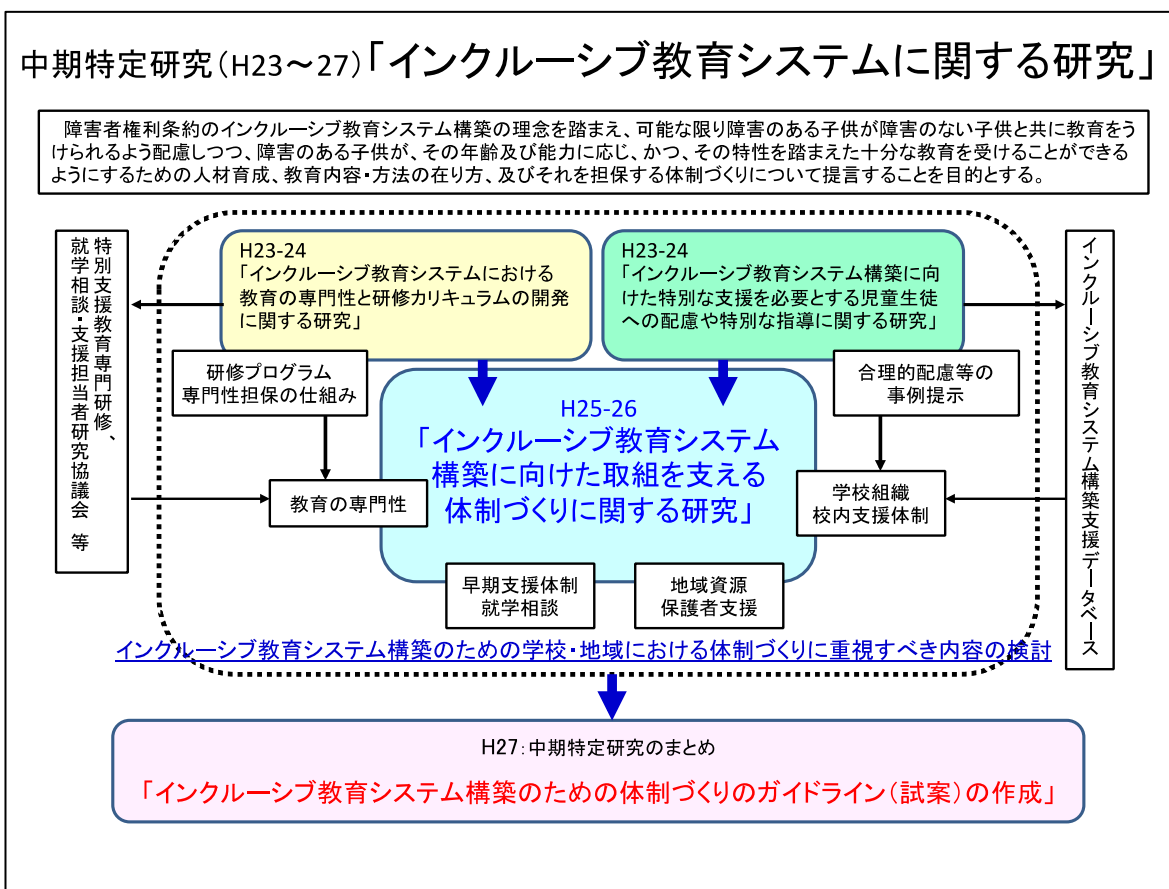


図 I-1 研究の全体構想

【先行研究】

① 「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」(平成 23 年度～24 年度) 研究代表者：澤田 真弓

【要旨】子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行うには、教員個々の専門性の向上を図るだけでなく、教員一人一人の力がより一層発揮されるようなシステムの構築を考えていく必要がある。さらには、組織や地域としての専門性を担保していく仕組みが必要である。

本研究では、インクルーシブ教育システムの構築に向かう国の政策の方向性に対応し、その要となる人材育成及び専門性を担保するためのシステムについて検討し、関係機関に情報提供を行うことを目的とした。加えて、国内外から関係する情報を収集し、職種・役割に応じた専門性について整理した上で、すべての教員が必要とする基盤となる資質・能力とは何かについて検討した。そして、すべての教員に求められる資質・能力を習得するための研修の方策例である「インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修ガイド多様な学びの場の教育の充実のために「特別支援教育の活用」(試案)を取りまとめた。また、インクルーシブ教育システムを構築し、推進するための組織及び地域としての専門性の担保の仕組みに関する情報をまとめた。

【本研究の研究成果報告書】 <http://www.nise.go.jp/cms/7,8611,32,142.html>

②「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒へ配慮や特別な指導に関する研究-具体的な配慮と運用に関する参考事例-」(平成23年度～24年度) 研究代表者：藤本 裕人

【要旨】本研究は、現在の学校教育活動において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる場面を捉え、これからのインクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法を導き出すことを目的とした。

また、障害者の権利に関する条約の批准に向けた検討が行われる中、日本におけるインクルーシブ教育システム構築に必要な諸条件整備に関する見解は、現時点では必ずしも明確になっているわけではないが、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ際の、配慮や指導方法などの現状を実地調査し、調査で得られた具体的な事例を検討し参考事例として取りまとめた。障害のある児童生徒への望ましい配慮の参考事例をまとめるに当たっては、平成24年7月23日に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会)で示された新しい概念である「合理的配慮」及び「基礎的環境整備」の観点にそって、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法等を、実践例として提示することを目的とした。

【本研究の研究成果報告書】 <http://www.nise.go.jp/cms/7,8612,32,142.html>

2. 研究目的及び意義

インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を進める上で、地域(市町村)における体制づくりに必要かつ重視すべき内容について、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の実践からの情報収集等を通して検討した。

体制づくりに重視すべき内容については、全国のどこの地域(市町村)においても等しく取り組むべきもの(ナショナルミニマム)のグランドデザインとして、地域及び学

校の実践事例とともにまとめる。今後のインクルーシブ教育システムの構築のための資料として、地域（市町村）における学校や教育委員会等の体制づくりの取組に資することを目的とする。

3. 研究計画・方法

【一年次】

インクルーシブ教育システムに関する国内外の文献や研究のレビューを行うとともに、文部科学省のモデル事業を実施している学校や地域、特別支援教育に関して特色のある取組を行っている学校や地域に実地調査を行い、学校を支える地域の体制づくりの現状と課題を把握し、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに関して重視すべき内容についての検討を行った。

- (1) 平成 25 年度早期からの教育相談・支援体制構築事業実施地域及び、平成 25 年特別支援学校機能強化モデル事業実施地域への実地調査
 - ・調査時期 平成 25 年 9 月～10 月
 - ・調査地域 11 地域
 - ・早期支援体制と特別支援学校のセンター的機能の体制づくりの現状と課題
- (2) 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業「モデルスクール」への合理的配慮等に関する実地調査 12 校
 - ・調査時期 平成 25 年 11 月～12 月
 - ・調査校 12 校（幼稚園 1、小学校 9、小・中学校 1、高等学校 1）
 - ・モデルクールの実践から合理的配慮と基礎的環境整備に関する現状と課題
- (3) 平成 25 年度文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業「スクールクラスター」の取組に関する実地調査
 - ・調査時期 平成 26 年 1 月～3 月
 - ・調査地域 12 地域
 - ・スクールクラスターを活用した合理的配慮の提供の取組の現状と課題

【二年次】

インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに関して重視すべき内容について、地域の実践を通して検討した。

研究に当たっては、一年次に実地調査を行った文部科学省のモデル事業の実施地域の中から、他の多くの地域にも参考になるとと思われる具体的な取組を実践している 10 地域を研究協力機関とし、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を進める上で、地域における体制づくりに関して重視すべき内容について検討し、実践事例とともにま

とめた。

なお、本研究では、出生から義務教育段階の体制づくりを中心に考えることから、地域を市町村域と考えた。平成 26 年 10 月 1 日現在の市区町村数は 1,741、内訳は、790 市、23 特別区、745 町、183 村である。全国 1,741 市区町村のうち人口 5 万人以下の市町村が全体の約 69%を占めている。

研究協力機関の選定に当たっては、その地域の特色ある取組という視点ではなく、他の地域においても参考になるとと思われる具体的な取組をしていること、全国各地から地域に偏りがでないこと、そして人口規模なども考慮して選定した。10 地域の内訳は、人口 5 万人以下 3 市、人口約 10～20 万人 3 市、人口約 30～60 万人の中核市 3 市と 1 県である。今回の研究では、市町村の取組を基本としているが、都道府県と市町村が連携した取組も他県の参考になると考え、研究協力機関に県を 1 つ選んだ。

研究協力機関は以下の 9 市と 1 県である。

秋田県潟上市	(人口 3.4 万人)
三重県いなべ市	(人口 4.6 万人)
長野県岡谷市	(人口 5.0 万人)
兵庫県芦屋市	(人口 9.5 万人)
宮城県石巻市	(人口 15.0 万人)
新潟県上越市	(人口 19.8 万人)
山口県下関市	(人口 27.0 万人)
和歌山県和歌山市	(人口 36.4 万人)
千葉県船橋市	(人口 62.3 万人)
宮崎県	(人口 111.4 万人)

【研究の構成】

